

事務連絡
令和6年1月31日

一般財団法人食品産業センター 御中

消費者庁食品表示企画課

加工食品の原料原産地表示にかかるコスト等に関する負担状況のアンケート調査の
周知について（依頼）

皆様におかれましては、日頃より、食品表示行政にご協力いただきありがとうございます。
加工食品の原料原産地表示制度については、消費者委員会からの答申書（平成29年8月
10日、府消委第198号）において、「（前略）本制度に係る事業者のコストなどの負担状
況について調査し、それぞれ現状を分析の上、その結果を公表すること。（以下略）」と記述
されております。

この度、上記に基づいて下記のとおりアンケート調査を実施いたします。

本アンケート調査には一般用加工食品を製造する食品関連事業者の方であればどなたで
も回答可能です。また、可能な限り多くの食品関連事業者の皆様からご回答いただくため、
貴センター会員の食品関連事業者の皆様等にも調査にご協力いただきたく、本調査につい
ての周知をお願いいたします。

記

- 1 アンケート調査内容
加工食品の原料原産地表示の実施がどの程度負担になっているのかについて。
具体的な設問は別紙1参照。
- 2 アンケート回答可能期間
2024年2月10日（土）～2024年3月8日（金）
- 3 回答方法
アンケート回答用のWebサイトより、オンラインで回答
（回答はオンラインのみです。）
アンケート回答用のWebサイトURL：<https://questant.jp/q/gensanhyoji>

2次元バーコード：



- 4 その他
 - (1) 1社当たり1回答のみを有効回答とさせていただきます。
 - (2) 本調査は（株）シード・プランニングに業務委託しており、無作為に選んだ食品
関連事業者の方約1,000社に対しては、調査へのご協力をお願いするためのはが
き（別紙2）を送付しております。



加工食品の原料原産地表示にかかるコスト等に関する負担状況 設問一覧

加工食品の原料原産地表示制度については、消費者委員会からの答申書（平成29年8月10日、府消委第198号）において、「（前略）本制度に係る事業者のコストなどの負担状況について調査し、それぞれ現状を分析の上、その結果を公表すること。（以下略）」と記述されております。

この調査は上記に基づき、消費者庁食品表示企画課から加工食品を製造する食品関連事業者の皆様に対し、加工食品の原料原産地表示の実施がどの程度負担になっているのかについて確認するためのものです。

つきましては、2017年（平成29年）9月の制度改正に伴う、加工食品の原料原産地表示制度に基づく原料原産地表示を実施している一般用（消費者向け）加工食品を製造する食品関連事業者の皆様におかれましては、下記の設問への回答にご協力をお願いいたします。

※原料原産地表示制度改正の概要は [こちら](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/pdf/country_of_origin_171027_0002.pdf)

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/pdf/country_of_origin_171027_0002.pdf)

●ご回答者様について

Q 1	アンケートでは、「加工食品の原料原産地表示にかかるコスト等について伺います。ご回答者様は本内容に係る業務に携わっていますか。
-----	--

- はい
 いいえ

Q 2	ご回答者様の会社は、一般用（消費者向け）加工食品を製造する会社ですか。
-----	-------------------------------------

- はい
 いいえ

Q 3	ご回答者様のご所属について教えてください。 ※本情報は公開いたしません。
-----	---

御社名	
-----	--

部署名	
-----	--

Q 4	<p>御社の規模を教えてください。</p> <p>1 小規模企業者：食品製造業の場合、従業員数20人以下の者</p> <p>2 中小企業者：食品製造業の場合、資本金3億円以下又は従業員数300人以下であって、1に該当しない者</p> <p>3 大企業者：1及び2に該当しない者</p> <p>※従業員数にはパート従業員、臨時職員、派遣職員は含みません。</p>
-----	--

- 小規模事業者
 中小企業者
 大企業者

Q 5	御社で製造されている加工食品を下記の1～25の中から <u>すべて</u> 選択してください。
-----	---

- 1 麦類
(精麦)
- 2 粉類
(米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類)
- 3 でん粉
(小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉)
- 4 野菜加工品
(野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜(漬物を除く。)、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品)
- 5 果実加工品
(果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品)
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
(茶、コーヒー製品、ココア製品)
- 7 香辛料
(ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉ずく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料)
- 8 めん・パン類
(めん類、パン類)
- 9 穀類加工品
(アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品)
- 10 菓子類
(ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類)
- 11 豆類の調製品
(あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品)
- 12 砂糖類
(砂糖、糖蜜、糖類)
- 13 その他の農産加工食品
(こんにゃく、その他1から12までに分類されない農産加工食品)
- 14 食肉製品
(加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品)
- 15 酪農製品

(牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品)

□16 加工卵製品

(鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品)

□17 その他の畜産加工食品

(蜂蜜、その他14から16までに分類されない畜産加工食品)

□18 加工魚介類

(素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類)

□19 加工海藻類

(こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類)

□20 その他の水産加工食品

(18及び19に分類されない水産加工食品)

□21 調味料及びスープ

(食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ)

□22 食用油脂

(食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂)

□23 調理食品

(調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品)

□24 その他の加工食品

(イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23までに分類されない加工食品)

□25 飲料等

(飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料)

●加工食品の原料原産地表示制度導入時の初期コストについて

Q 6	<p>平成29年9月の食品表示基準改正により導入された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、御社が制度に対応するためにかかった初期コストの負担の程度を下記の4つの中から1つ選択してください。また、その理由を記載してください。 (理由の記載は任意)</p> <p>初期コスト例) 原材料使用計画の作成・保管等、社員教育、商品情報管理システムの更改費用、システムへの情報入力量増加による人件費の増加 など</p>
-----	---

- ①コスト負担は極めて大きかった
- ②コスト負担は大きかった
- ③コスト負担はそれほど大きくなかった
- ④コスト負担はほぼなかった

Q 7	<p>加工食品の原料原産地表示制度への対応に伴いかかった初期コストを商品価格に反映させたかどうか回答してください。また、その理由を記載してください。 (理由の記載は任意)</p>
-----	---

- ①価格に反映させた
- ②価格に反映させていない
- ③分からない

●加工食品の原料原産地表示制度導入後のランニングコストについて

Q 8	<p>Q 6 及び 7 では制度導入時のコストについて伺いましたが、導入完了後、現在、そして今後も原料原産地表示を継続的に実施していくにあたってのランニングコストが発生する事業者の方もいらっしゃるかと思います。本設問では、当該ランニングコストの負担について、下記の4つの中から1つ選択してください。また、その理由を記載してください。 (理由の記載は任意)</p> <p>ランニングコストの例) 原材料使用計画の作成・保管等、表示ミスがあったときの対応、表示の切り替えを伴う原料調達先変更時の対応、より安価な原材料があったとしても表示の切り替えを避けるために産地が切り替えられない など</p>
-----	--

- ①コスト負担は極めて大きい
- ②コスト負担は大きい
- ③コスト負担はそれほど大きくない
- ④コスト負担はほぼない

Q 9	<p>制度導入後にかかっているランニングコストを商品価格に反映させているかどうか回答してください。また、その理由を記載してください。 (理由の記載は任意)</p>
-----	---

- ①価格に反映させている
- ②価格に反映させていない
- ③分からない

●その他

Q10	前述の他、コスト（費用）はかかっていないものの、本制度が食品関連事業者の皆様が現在又は今後の事業活動の中で負担となっている事項があればご回答ください。 (回答は任意)
-----	--

回答
(任意)

--

Q11	その他、本制度について、ご意見等あれば自由にご記入ください。 (回答は任意)
-----	---

回答
(任意)

--